

被災者支援制度・窓口一覧

区分	No.	支援制度等	対象または被害状況	制度の概要	担当課・外部団体
証明	1	り災証明書	自然災害により住家に被害を受けたとき	被害の有無および程度について証明する	災害が軽微の場合 (例：小規模な風水害など) 危機管理課 (西庁舎2階)
証明	2	り災届出証明書	自然災害により建物、構築物、動産に被害を受けたとき	被害の届出があったことを証明する	災害が広範囲に及ぶ場合 (例：大規模地震など) 税務課 (西庁舎1階)
証明	3	り災証明書（火災）	火災により家屋などに被害を受けたとき	被害の有無および程度について証明する	西春日井広域事務組合消防本部
見舞金など	4	災害弔慰金	災害により死亡したとき	死亡した方の遺族に対し、災害弔慰金を支給する	社会福祉課 (東庁舎2階)
見舞金など	5	災害障害見舞金	災害により精神または身体に著しい障害を受けたとき	障害を受けた方に対し、災害障害見舞金を支給する	社会福祉課 (東庁舎2階)
見舞金など	6	市災害見舞金	災害により居住の用に供する住宅が次のいずれかに該当するとき 1 浸水が床上以上に達したとき 2 災害などにより一時的に居住できなくなったとき 3 火災などで住居が全半焼(全半壊)となったとき	浸水が床上以上に達したとき。 災害等により一時的に居住できなくなったとき。 火災等で住居が全半焼(全半壊)となったとき。	社会福祉課 (東庁舎2階)
見舞金など	7	被災者生活再建支援金	被災者生活再建支援法が適用されない災害によって居住する住宅が被災したとき	世帯主に対して、住宅の被害程度および再建方法に応じて支援金を支給する	社会福祉課 (東庁舎2階)
見舞金など	8	災害見舞金	市内居住者、市内事業者などの居住の用に供する住宅または事業所が災害により次に該当するとき 1 浸水が床上以上に達したとき 2 一時的に居住または業務ができなくなったとき 3 全半焼（全半壊）となったとき	一世帯または一事業所につき1万円を上限として見舞金を支給する（災害救助法が発令された場合を除く）	北名古屋社会福祉協議会
税減免など	9	市県民税の減免	災害により死亡または障害者となったとき、住宅・家財に損害が生じたとき	被災者の状態、住宅などの損害の程度（保険金、損害賠償などの補てん金額を除く。）により、市県民税の一部または全部を減免する	税務課 (西庁舎1階)
税減免など	10	固定資産税の減免	災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	当該事実に応ずる事由が発生した日以後に到来する納期に係る納付額を損害の程度に応じて減免する（納期末到来未納の場合に限る。）	税務課 (西庁舎1階)
税減免など	11	国民健康保険税の減免	震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、納税義務者（その世帯に属する国保被保険者を含む）が居住する住宅に損害を被ったとき	前年中の総所得金額などが世帯合計（国保加入者以外の方を含む世帯員全員）で1,000万円以下である場合に、損害の程度と総所得金額などに応じて国保税額を減免する	国保医療課 (東庁舎1階)
税減免など	12	国民健康保険一部負担金の減額、免除および徴収猶予	災害などの特別な理由により一時的に生活が困窮し、医療費の支払いが困難なとき	特別な理由に該当し、資産、融資などの活用を図ってもなお、その生活が著しく困難であると認めるときは、世帯主の申請により、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金を減額、免除または徴収を猶予する	国保医療課 (東庁舎1階)

税減免など	13	後期高齢者医療保険料の減免	自然災害により住家・家財・その他財産に被害を受けたとき	被害の程度に応じ、被害を受けた月から12か月以内の月割保険料額の全額、または2分の1に相当する額を減免する	国保医療課 (東庁舎1階)
税減免など	14	後期高齢者一部負担金減免など	自然災害により住家・家財・その他財産に被害を受けたとき	被害の程度に応じ、申請日を基準として3か月から6か月までの期間、一部負担金を減免する	国保医療課 (東庁舎1階)
税減免など	15	国民年金保険料の免除	自然災害などにより住家・家財・その他財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けたとき	申請に基づき保険料の納付を免除する	国保医療課 (東庁舎1階)
税減免など	16	保育料などの減免	震災・風水害・火災その他の災害に遭われたとき	世帯の状況などに応じ、おおよそ3か月の保育料を減免する	保育課 (東庁舎2階)
税減免など	17	児童クラブ利用料などの減免	震災・風水害・火災その他の災害に遭われたとき	被害の程度に応じ、児童クラブ・放課後子ども教室の利用料を減免する	子育て支援課 (東庁舎2階)
税減免など	18	介護保険料の減免	震災・風水害・火災その他これらに類する災害により居住する住宅や家財に損害を受けた方で、要介護被保険者など、第1号被保険者または主たる生計維持者に係る前年中の総所得金額などが1,000万円以下である場合	損害の程度と総所得金額などに応じて介護保険料を減免する	高齢福祉課 (東庁舎1階)
税減免など	19	税の徴収猶予	震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき	申請により、1年以内に限り徴収を猶予する	収納課 (西庁舎1階)
税減免など	20	し尿処理手数料の減免	大雨や台風により便槽に水が入ったとき	大雨警報・注意報などが発令された場合や、道路冠水か所である場合に限り、し尿くみ取り手数料を減免する	環境課 (西庁舎2階)
税減免など	21	火災ごみに関する相談	火災により家屋などに被害を受けたとき	一般廃棄物処理手数料を減免または免除する	環境課 (西庁舎2階)
税減免など	22	下水道使用料減免措置	集中豪雨などにより床上浸水の災害を受けたとき	下水道使用料を減額または免除する	下水道課 (西庁舎2階)
税減免など	23	受益者負担金の猶予	災害その他事故により負担金を納付することが困難であるとき	負担金の徴収を猶予する	下水道課 (西庁舎2階)
融資	24	災害援護資金	災害により、住居、家財などに相当の被害を受けたとき	世帯の所得の合計が政令で定める額未満の世帯主に対し、その復旧に要する資金を貸付する。	社会福祉課 (東庁舎2階)
融資	25	生活福祉資金貸付	次のいずれかに該当するとき 1 災害弔慰金の支給などに関する法律に基づく災害援護資金が適用されない小規模な災害や、火災などが自然災害以外の場合 2 災害弔慰金の支給などに関する法律に基づく災害援護資金が適用されない場合であって、被災世帯の生活の立て直しのために資金を必要とする場合	災害を受けたことによる困窮からの自立更生に必要な経費を貸付する	北名古屋市社会福祉協議会
相談	26	自殺対策・こころの健康に関する相談	被災され、こころの健康について相談したい方	こころの健康に関する相談を実施	健康課 (保健センター)
相談	27	健康・衛生に関する相談	被災によって、健康面に不安のある方	健康や衛生環境に関することの相談を実施	健康課 (保健センター)
相談	28	女性のための悩みごと相談	被災された女性	女性のさまざまな悩みごと相談を実施	健康課 (保健センター)
その他	29	母子健康手帳の交付	産婦人科で妊娠届出書を発行された妊婦	被災者からの申し出により、住民票の異動の有無に関わらず、母子健康手帳を交付する	健康課 (保健センター)

その他	30	妊産婦、乳幼児に対する健康診査など各種母子保健サービスの取り扱い	母子保健サービスの対象者	被災者からの申し出により、住民票の異動の有無に関わらず、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査および育児相談などの母子保健サービスが受けられる	健康課 (保健センター)
その他	31	日本赤十字社からの救援物資の配布	災害により住居で生活することが困難となった方	救援物資、毛布、タオルケットを配布する	社会福祉課 (東庁舎2階)